

### 第3章『株式が事業承継の障壁にならないために』

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター  
統括責任者 兼田 亜貴



株式の分散に関するトラブル相談が激増しています。例えば、準備を重ねて後継者に代替わりした時、株主の数の多さが仇となって事業承継が上手くいかない事が残念ながら多々あります。株式が分散している原因は、平成2年以前に設立された会社の場合、発起人が最低7名必要とされていたことや株主の相続が繰返し発生してしまった事など様々です。

「代表取締役になるため会社を辞めたのに、株主が株式の集約に協力してくれない」深刻に悩まれている相談者さん。株主の数は30名以上。創業者である亡き社長が、遺言で5人の子や孫達に平等に株式を相続させたのが事の発端です。「株式を売って欲しい」とお願いするも「一族でない者に株式は渡せない」と一蹴され、中には

「この株式は1億円の価値があるはず」「記念に保有しておきたい」と言い出す株主も。外からは簡単に伺えない株主の状況は切実なものでした。

「代表者になったのだから株式を譲るべきだ」と相談者さんは憤ります。同じように社長を引退した父がいつまでも株式を保有し続けていると悩まれている後継者も多いです。しかし、株式は会社の『所有権』としての性質も有する強力な権利。誰からも干渉されない不可侵の権利です。法律が認めた強制的な買い取り（スクイズアウト）などの例外はありますが、譲渡につき株主が首を縦に振らなければ、現状は打破できないのが現実です。

株式の分散で後継者が苦しまないように、創業時から事業承継をにらんだ株式保有戦略が必要です。後継者が100%株式を保有する事が理想ですが、できれば2/3以上、最低でも過半数を保有できるように、遺言書の準備等で手当てしていきましょう。弁護士さん等の士業専門家ともしっかりと連携している事業承継・引継ぎ支援センターもぜひご活用ください。

